

EIPS からの情報提供 Vol. 102

○「注文した品物が海外から届かない」場合等の輸入貨物の状況確認について

税関に対して、「注文した品物が海外から届かない」、「税関が品物を留め置いているのではないか。」といった問合せが多く寄せられているようです。

これらの問合せを確認すると、その多くは、

- ・ 日本に貨物が到着していない
- ・ 日本に貨物が到着しているものの、輸入するために税関以外の他の省庁の許可・承認等が必要とされており、税関への輸入申告以前の手続に時間を要しているなどで、税関における輸入通関手続がまだ行われていない

といったケースのようです。

今後は、注文した品物が海外から届かないような場合は、**税関への輸入申告が既に行われているかどうかを含め、まずは品物の状況を通関業者（配送業者）にお問い合わせしてください。**

国際宅配便を利用して貨物を輸入する場合は、通常、国際宅配便業者が貨物の運送、保管及び管理に加えて、輸入者に代わって税関への輸入通関手続を行います。このため、輸入貨物の状況については、まずは利用している国際宅配便業者へお問い合わせください。

また、国際宅配便業者から「税関が品物を留め置いている」といった趣旨の回答があり、税関にお問い合わせいただく場合には、国際宅配便業者に輸入申告日、輸入申告先の税関官署・部門及び輸入申告番号を確認してから、輸入申告先の税関にお問い合わせください。

[輸出入通関手続きの便利な制度：税関 Japan Customs](#)